

2010年（平成22年）11月29日

藤沢市長

海老根 靖典 様

藤沢市市民活動推進委員会

委員長 粉川 一郎

藤沢市市民活動推進計画について（答申）

藤沢市市民活動推進委員会では、2010年（平成22年）4月14日付けで市長から諮問された藤沢市市民活動推進計画について、7回の会議を開催して調査審議を行ってきました。

この度、市民活動の推進に関する基本的な指針、基本的な施策その他市民活動の推進に関する重要な事項を具備した新しい藤沢市市民活動推進計画案について、同委員会で一定の結論を得るに至りましたので、別紙のとおり答申します。

今後は、この答申を踏まえた新しい藤沢市市民活動推進計画を策定し、市民活動を推進するための総合的な施策の取組を進められることを期待します。

以 上

平成 23 年度～平成 25 年度

「ふじさわの新しい公共」を担う

活発な市民活動の実現を目指して

藤沢市市民活動推進計画

(案)

【目次】

はじめに～藤沢市市民活動推進計画とは	・ ・ ・ ・ ・ 1
--------------------	-------------

第1章 市民活動における現在の潮流	・ ・ ・ ・ ・ 2
-------------------	-------------

第2章 本市における市民活動の現状	・ ・ ・ ・ ・ 4
-------------------	-------------

- | | |
|---------------------------|-------------|
| 1 本市における市民活動の推進に関する取り組み状況 | ・ ・ ・ ・ ・ 4 |
| 2 本市の市民活動推進施策の現状と課題 | ・ ・ ・ ・ ・ 6 |

第3章 市民活動の推進に関する基本理念	・ ・ ・ ・ ・ 10
---------------------	--------------

- | | |
|-------------------------|--------------|
| 1 本市における市民活動の推進に関する基本理念 | ・ ・ ・ ・ ・ 10 |
| 2 藤沢市新総合計画における基本理念 | ・ ・ ・ ・ ・ 10 |

第4章 市民活動を推進するための取り組み	・ ・ ・ ・ ・ 11
----------------------	--------------

- | | |
|--------------------------|--------------|
| 1 藤沢市市民活動推進計画の目標 | ・ ・ ・ ・ ・ 11 |
| 2 基本的な指針及び施策 | ・ ・ ・ ・ ・ 12 |
| 3 藤沢市市民活動推進計画の推進体制及び進捗管理 | ・ ・ ・ ・ ・ 20 |

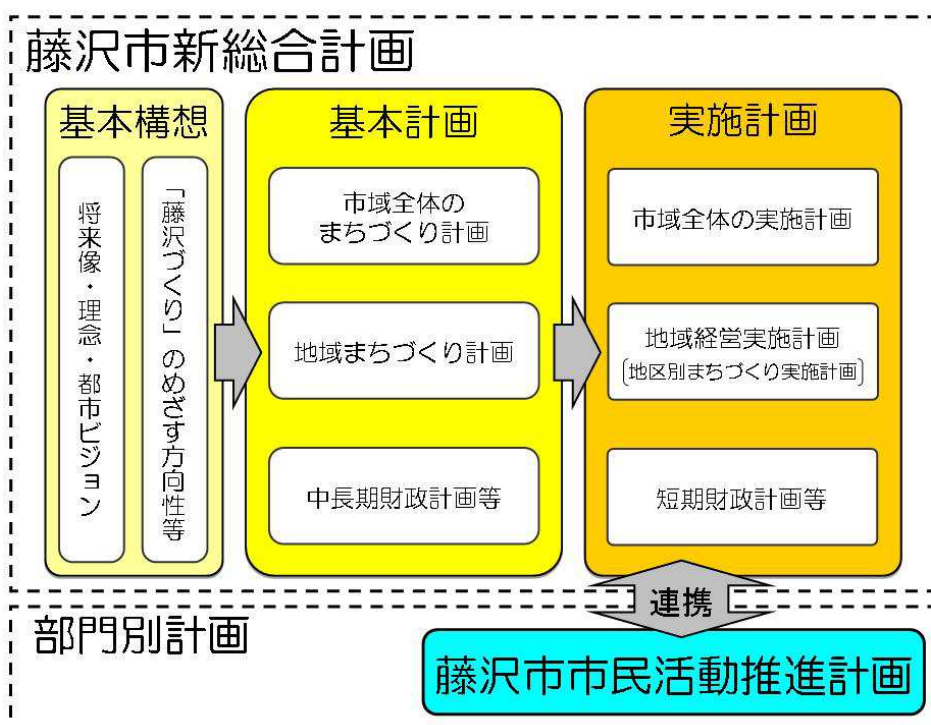
(資料) 藤沢市市民活動推進条例	
------------------	--

はじめに～藤沢市市民活動推進計画とは

本市では、ふじさわ総合計画2020との整合性を図り、市民活動¹の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、藤沢市市民活動推進条例に基づいて、同条例で設置する藤沢市市民活動推進委員会の調査審議を踏まえ、公益²的な市民活動を行い、または行おうとするものを対象として、平成18年度から平成22年度までの5ヵ年における藤沢市市民活動推進計画を策定しました。

現計画が平成22年度で終了するため、藤沢市新総合計画を踏まえながら、その実施計画に合わせ、平成23年度から平成25年度までの藤沢市市民活動推進計画を策定しました。

【市民活動推進計画と新総合計画の関係】



¹市民活動：市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない（市民活動団体が活動によって得た利益や資産を構成員に分配しない）活動であって次の各号のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動でないこと。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動でないこと。
- (3) 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（党外候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動でないこと。

²公益：広く社会全般の利益、あるいは、不特定多数の者の利益を意味し、私益（一個人や一組織の構成員のための利益）や共益（組織の構成員も含め、共通の利害関係者のための利益）を超えた社会全体の利益（不特定多数の利益）をいいます。

第1章 市民活動における現在の潮流

平成18年度に藤沢市市民活動推進計画が策定されてから本年度までの5年間における市民活動を取り巻く状況を概観すると、幾つかの特徴的な動きがあることが分かります。

第1は、2006年（平成18年）5月に公益法人制度改革関連3法が成立し、2009年（平成21年）3月には全国初の公益社団法人が誕生したことが挙げられます。新公益法人制度では公益性の認定に明確な基準が設けられましたが、今後、市民活動団体や特定非営利活動法人（以下、NPO法人）の活動に対する評価という面では少なからず影響を与えるものと思われます。

第2は、特定非営利活動促進法（NPO法）が1998年（平成10年）12月に施行されてから10年が経過したことです。

2010年（平成22年）5月末には全国で認証されたNPO法人数が4万を超えましたが、市民活動団体やNPOが社会的な存在であるという認識が高まった一方で、その役割に対する期待が急速に膨らんだ時期であるといえます。

第3は、2009年（平成21年）9月の第173回国会における鳩山総理の所信表明演説に基づき、2010年（平成22年）1月に「新しい公共」円卓会議が設置され、「新しい公共」という考え方やその展望を市民、企業、行政などに広く浸透させるとともに、これからの日本社会の目指すべき方向性やそれを実現させる制度・政策の在り方などについての議論が国レベルで行われていることです。

同会議が同年6月に発表した「新しい公共」宣言では、「新しい公共」の具体的なイメージを幾つか提示しています。これまで地方自治体が推進してきた市民活動団体やNPOの活動に対する基盤整備や協働事業を国の施策として展開するようになれば、我が国の社会構造自体が変革する可能性もあります。

「新しい公共」の具体的なイメージ

- 非営利セクターの活性化とソーシャルキャピタル³の育成
- 新しい公共を担う社会的・公共的人材の育成
- 公共サービスのイノベーション⁴
- 新しい発想によって地域の力を引き出す
- 「共感とコミットメント⁵」の経済活動による社会のつながりの形成
- 民間による組織的な公共的支援活動

³ ソーシャルキャピタル：人々の協調行動が活発化することにより社会の効率性を高めることができるという考え方のもとで、「社会的ネットワーク」とそこから発生する「規範」と「信頼関係」などの社会組織のことを示します。

⁴ イノベーション：物事の「新機軸」「新しい切り口」「新しい捉え方」「新しい活用法」（を創造する行為）のことで、新しい技術の発明だけでなく、新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自発的な人・組織・社会の幅広い変革を示します。

⁵ 共感とコミットメント：コミットメントは「委任、約束、責任」という意味で、ある目標などに対して、メンバーが心から共感し、お互いの責務に基づいて、目標の実現に取り組むことを意味します。

第4は、神奈川県が、2010年（平成22年）3月に「ボランティア団体⁶等と県との協働の推進に関する条例」を制定したことです。

ボランティア団体等との協働に関する施策と、その基盤となるボランティア活動の促進に関する施策を安定的・継続的に推進していくための条例が県レベルで制定されたことにより、行政、県民、ボランティア団体、企業など、地域で活動する様々な主体が協働して、ともに公共を担う協働型社会づくりがさらに推進されることが期待されます。

第5は、藤沢市が2011年（平成23年）から始まる新総合計画の策定にあたって、「市民・企業等と行政によるパートナーシップ（新しい公共づくり）」を基本理念の一つとしていることです。

市民、市民ボランティア、NPO、大学、企業等の知恵と力を集め、民間と行政のパートナーシップを強化することにより、それぞれの持つ資源やノウハウを活用して、多様な主体との公民連携による「新しい公共」づくりが推進されることとなります。

今回、藤沢市市民活動推進計画の改定にあたっては、こうした現在の潮流を敏感に反映するとともに藤沢らしさを重視し、その上で実現性と実効性の高い項目に比重を置いて構成することとしました。

⁶ ボランティア団体：ボランティア活動※に取り組むNPO法人、法人格を持たない団体及び個人を示します。（神奈川県 ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例第2条第2項）

※ボランティア活動：不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の民間の自主的な活動で次の各号のいずれにも該当しないものを示します。

- （1）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
- （2）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- （3）特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

（神奈川県 ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例第2条第1項）

第2章 本市における市民活動の現状

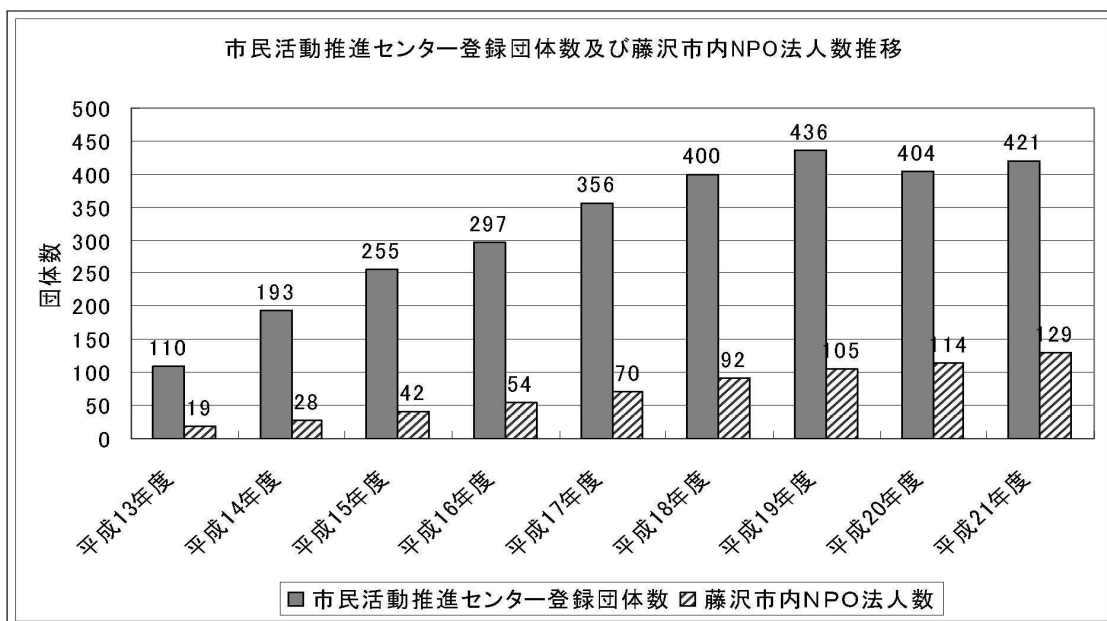
1 本市における市民活動の推進に関する取り組み状況

本市における市民活動の推進の取り組みは、2000年（平成12年）9月から藤沢市市民活動推進検討委員会において行われ、翌年3月に本市の市民活動の指針となる報告書「藤沢市の市民活動の推進を目指して」が市に提出されました。さらに2001年（平成13年）4月には（仮称）藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会が発足し、藤沢市市民活動推進センターの運営及び藤沢市市民活動推進条例の内容について検討を進め、同年10月1日に藤沢市市民活動推進条例を施行、同年12月15日には公益的市民活動の拠点施設として藤沢市市民活動推進センターを開設しました。

市民活動推進センターについては、2005年（平成17年）4月1日から、指定管理者制度が導入され、現在は、2008年（平成20年）4月1日から5年間、指定管理者であるNPO法人が管理運営を行っています。

この指定管理者は、施設の維持管理・使用許可、市民活動に関する情報の収集及び提供、市民活動に関する学習の機会及び市民活動を行うものの相互交流の機会の提供、市民活動に関する相談受付、市民活動に関する人材の育成及び交流の推進、市民活動に関する調査及び研究を行っています。市民活動推進センターにおける平成21年度の年間延利用者数は34,708人で、1日利用平均人数は113人になっています。市民活動推進センターにおける市民活動団体の平成21年度末登録団体数は421団体となっており、平成13年の開設当初に比べて4倍近くに増加しています。

また、藤沢市内に拠点を置くNPO法人の数も年々増加しており、平成21年度末では129法人が認証を受けています。



※藤沢市内NPO法人数は、藤沢市内に主たる事務所を置く法人数となります。

また、2005年（平成17年）9月には、平成18年度から平成22年度までの5カ年にわたる当初の藤沢市市民活動推進計画を策定し、この計画をもとに施策を展開しました。

当初の計画の初年度となる平成18年度からは、市民活動団体への財政的な支援として、公益的市民活動助成事業を実施し、市民を対象とした公益的な市民活動の事業に対して、初期コースと発展コースの二段階に分けて、助成を行っています。これまで、初期コースについては延べ16団体、発展コースについては延べ33団体に助成を行っています。

また、同年度から、市民活動団体と市がお互いに事業を提案し、協働で行う「相互提案型協働モデル事業」を実施しています。この事業は、地域社会の課題を市民の視点や発想から解決し、市民生活の向上につなげていくことを目指すものです。平成22年度までに実施した事業数は、市提案協働事業（原則3年実施）が12事業、市民活動団体提案協働事業（1年実施）が8事業を実施しています。

【本市の市民活動の推進に関する取り組み経過】

年 月	本市の取り組み	国及び神奈川県での取り組み
1996年 4月 (平成8年)		(県) かながわ県民活動サポートセンター開設
1998年 3月 (平成10年)		(県) かながわボランティア活動推進基金21設置
2000年 9月 (平成12年)	藤沢市市民活動推進検討委員会設置	(国) 特定非営利活動促進法施行
2001年 4月 (平成13年)	藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会	
10月	藤沢市市民活動推進条例施行	
12月	藤沢市市民活動推進センター開設	
2002年 4月 (平成14年)	藤沢市市民活動推進委員会設置	
2004年 10月 (平成16年)		(県) NPO・ボランティア相談ネットワークかながわ開設
2005年 9月 (平成17年)	藤沢市市民活動推進計画策定	
2006年 4月 (平成18年)	公益的市民活動助成事業開始 相互提案型協働モデル事業開始 市民活動コーナー開始	
2007年 4月 (平成19年)		(県) かながわコミュニティカレッジ開設
2008年 12月 (平成20年)		(国) 公益法人改革関連三法施行
2009年 12月 (平成21年)	公益的市民活動助成事業一部改正 (発展サポート制度導入)	
2010年 1月 (平成22年)		(国) 「新しい公共」円卓会議設置
4月	相互提案型協働モデル事業から 市民活動団体提案協働事業に変更	(県) ボランティア団体と県との協働の推進に関する 条例施行
6月	公民連携事業化提案制度開始	(国) 「新しい公共」宣言

2 本市の市民活動推進施策の現状と課題

平成18年度からの市民活動推進計画では、4分野について諸課題をまとめ、課題ごとに基本的な指針と施策を定め、市民活動の推進に取り組んできました。

その取り組み状況を検証しながら導き出された課題についてまとめています。

1 活動の場の確保について

【基本的な施策及び具体的な取り組み】

- (1) 既存の公共施設の利用促進について
 - ①公共施設の予約システムの導入
 - ②公益的市民活動助成対象事業の市民センター利用
 - ③市民の家の広報掲載
 - ④学校（特別教室）の開放
- (2) 民間の活用できる場の確保について
 - ①商店街空き店舗活用事業支援補助金の活用
 - ②日本生命相互会社ライフプラザ湘南セミナールームの利用
- (3) 市民活動推進センターの機能の拡充と利用促進について
 - ①交流スペースや多目的スペースの設置
 - ②作業スペースに印刷機・コピー機・紙折り機・裁断機を設置
 - ③ロッカー（大）24、（小）72、レターケース150設置
 - ④インターネット上から会議室の空き情報が閲覧可能
 - ⑤講座等の開催や交流機会の提供
- (4) 活動の場の利用における市民理解の向上に向けた取り組みについて
 - ①協働事業の広報特集(市民の理解向上)
 - ②協働事業に係る職員向け講演会実施

【課題等】

- (1) 公共施設の有効活用や利用制限の緩和に向けた検討
 - ①利用率の低い公共施設の活用
 - ②市民活動における公共施設の利用制限の緩和

→市民活動推進センター以外の公共施設を利用している市民活動団体：25.9%
(2010年8月藤沢市市民活動推進センター「市民活動団体の活動状況調査」アンケート結果
(以下、推進センターアンケート結果)より)
- (2) 活動の場の確保に対する支援の検討
 - ①市民活動を行う場所の情報収集機能の充実

→事務所や専用スペースを持たない市民活動団体：74.4% (推進センターアンケート結果より)
- (3) 市民活動拠点施設の拡充に向けた検討
 - ①市民活動推進センターの利用状況や登録団体の活動状況の把握

→活動や打ち合わせに市民活動推進センターを一番多く使用する市民活動団体：41.0%
(推進センターアンケート結果より)

2 情報の収集と提供について

【基本的な施策及び具体的な取り組み】

- (1) 行政の「情報窓口」の設置について
 - ①市民活動推進センター主催事業の広報紙掲載（民間助成説明会等）
 - ②公益的市民活動助成事業や相互提案型協働モデル事業の公開プレゼンテーションなどの周知
 - ③市民活動推進センターホームページ上で市民活動団体の情報収集と発信する場の提供
 - ④国・県・市等の施策の情報提供
 - ⑤助成関連情報を市民活動推進センター「情報クリップ」で周知
- (2) 情報流通のネットワーク化の検討について
 - ①相互リンク・メーリングリストの活用
 - ②地域活性化包括協定に基づく助成事業等のチラシ配布
- (3) 庁内情報発信体制の確立について
 - ①市の補助金要綱等を市ホームページに掲載（助成金の内容等の公表の推進）
- (4) 市民活動情報コーナーの設置について
 - ①16カ所（市民センター・公民館、片瀬しおさいセンター、済美館、市庁舎本館）に設置
- (5) 市民活動団体の実態調査について
 - ①平成19年度 市民活動団体支援機能の向上に向けての基礎調査
 - ②平成20年度 高校生のボランティア体験意識調査
 - ③平成21年度 市民活動団体におけるホームページ等利用状況及び内容に関する調査
 - ④平成22年度 市民活動団体の活動状況調査
- (6) ふじさわポータルサイト・市民電子会議室・みんなで育てるふじさわ電縁マップの活用について
 - ①えのしま・ふじさわポータルサイトの開設
- (7) 市民活動推進センターの情報発信機能等の拡充
 - ①「ニューズレター」の発行（月1回）
 - ②「情報クリップ」の発行（月1回）
 - ③ホームページのリニューアル（2008年6月、2010年4月）
 - ④メールマガジンの発信（年25回）
 - ⑤市民活動データベースの作成
 - ⑥情報ラック、掲示板による情報提供

【課題等】

(1) 市民活動に必要な情報の集約と提供の体制整備づくり

①市民活動に必要な情報の集約と提供の体制の充実

→必要な情報を入手するために、市民活動推進センターを利用する市民活動団体：45.1%、
インターネットを利用する市民活動団体：42.1%（推進センターアンケート結果より）

(2) 市民活動団体等の情報発信の検討

①市民活動に対する認知度の向上

→市民活動に関心がある市民：69.7%、NPOがどんなサービスや事業を行っているか
知らないため、サービス等の利用を希望しない市民：40.0%

（平成20年度市政モニターアンケート結果より）

→NPO活動やボランティア活動への参加経験がある市民：26.7%

（2010年8月「藤沢の選択・1日討論」事前アンケート結果より）

3 財政的な支援について

【基本的な施策及び具体的な取り組み】

(1) 助成制度の創設

①公益的市民活動助成事業を実施

(2) 自主財源を確保するための側面支援策について

①「情報クリップ」に民間助成情報の掲載

②タウン誌への市民活動団体の周知宣伝活動

(3) 既存の助成制度の周知・活用について

①市の補助金要綱等を市ホームページに掲載（助成金の内容等の公表の推進）

【課題等】

(1) 公益的市民活動に対する助成制度の実施

①公益的市民活動助成事業における助成額等の検証及び市民活動団体に対するフォロー体制整備が必要

→公益的市民活動助成事業について、知らない市民活動団体：44.7%、知っているが応募したことはない市民活動団体：43.6%（推進センターアンケート結果より）

(2) 他の助成制度の周知と活用等の支援の検討

①他の市民活動に対する助成制度に関する情報提供の充実

→行政以外の助成制度に応募した経験がある市民活動団体：28.2%

（推進センターアンケート結果より）

②助成申請等に対する支援

→助成金の応募にあたって、内容の相談やアドバイスを必要とする市民活動団体：41.7%

（推進センターアンケート結果より）

4 協働事業について

【基本的な施策及び具体的な取り組み】

- (1) 相互提案型協働モデル事業の創設
 - ①相互提案型協働モデル事業を実施
- (2) 協働事業推進会議の設置
 - ①協働事業を推進する庁内組織として、協働事業推進会議を設置

【課題等】

- (1) 市民活動団体提案協働事業の実施
 - ①市民活動団体提案協働事業の継続実施と市民活動団体に対するフォロー体制整備が必要

→他団体と連携して事業を行う際に、相談やアドバイスを必要とする市民活動団体：64.3%
(推進センターアンケート結果より)
- (2) 協働事業の推進を図るための検討
 - ①協働事業の捉え方に市民活動団体と行政との間に相違

→市民活動団体提案協働事業について、知らない市民活動団体：61.3%、知っているが応募したことはない市民活動団体：32.7% (推進センターアンケート結果より)
- (3) 多様な主体との協働の推進
 - ①市民活動団体と行政との協働に加えて、地域、民間企業及び大学等の多様な主体との連携を推進することが必要

→他団体とのつながりの必要性を感じる市民活動団体：74.8%、他団体と連携して事業を行った経験がある市民活動団体：63.5% (推進センターアンケート結果より)

第3章 市民活動の推進に関する基本理念

藤沢市市民活動推進条例に定める市民活動の推進に関する基本理念及び藤沢市新総合計画における基本理念に基づいて、本市における市民活動を推進していきます。

1 本市における市民活動の推進に関する基本理念

藤沢市市民活動推進条例第3条において、市民活動の推進に関する基本理念を次のように定めています。

(藤沢市市民活動推進条例 第3条)

市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、その自主性及び自発性の尊重を基本として、市、市民活動を行うもの及び事業者は、相互に尊重しつつ、対等の関係で、協力して市民活動の推進に努めるものとする。

2 藤沢市新総合計画における基本理念

2011年（平成23年）から始まる藤沢市新総合計画基本構想において、将来像を実現していくための3つの基本理念のうち、基本理念2及び2-2として次のように定めています。

【基本理念2】市民と創る「自律するまち」の行政システムを構築します

(理念2-2) 市民・企業等と行政によるパートナーシップ（新しい公共づくり）

市民・市民ボランティア・NPO・大学・企業等の知恵と力を集め、民間と行政とのパートナーシップを強化し、それぞれが持つ資源やノウハウを活用して多様な主体との公民連携による新しい公共を形づくりします。

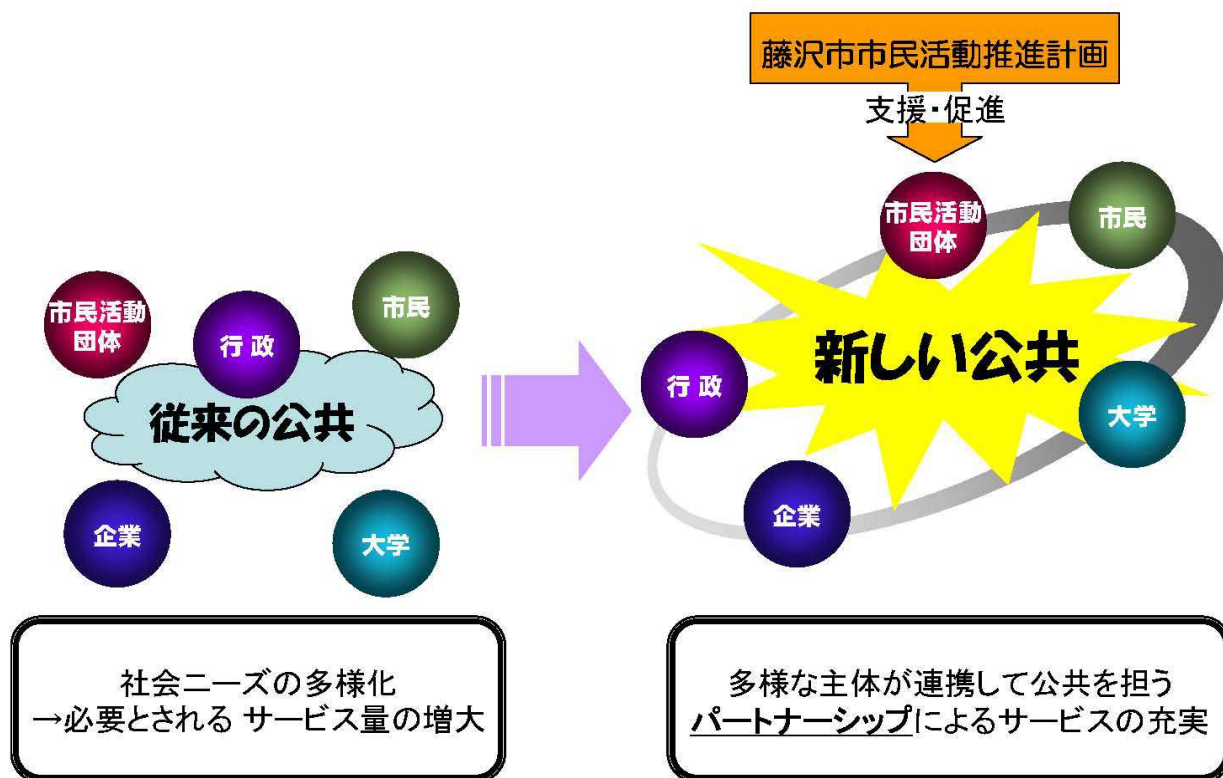
第4章 市民活動を推進するための取り組み

1 藤沢市市民活動推進計画の目標

市民活動の推進の基本理念及び新総合計画の基本理念に基づいて、藤沢市市民活動推進計画の目指す目標を次のとおり定めます。

「ふじさわの新しい公共」を担う活発な市民活動の実現を目指します。

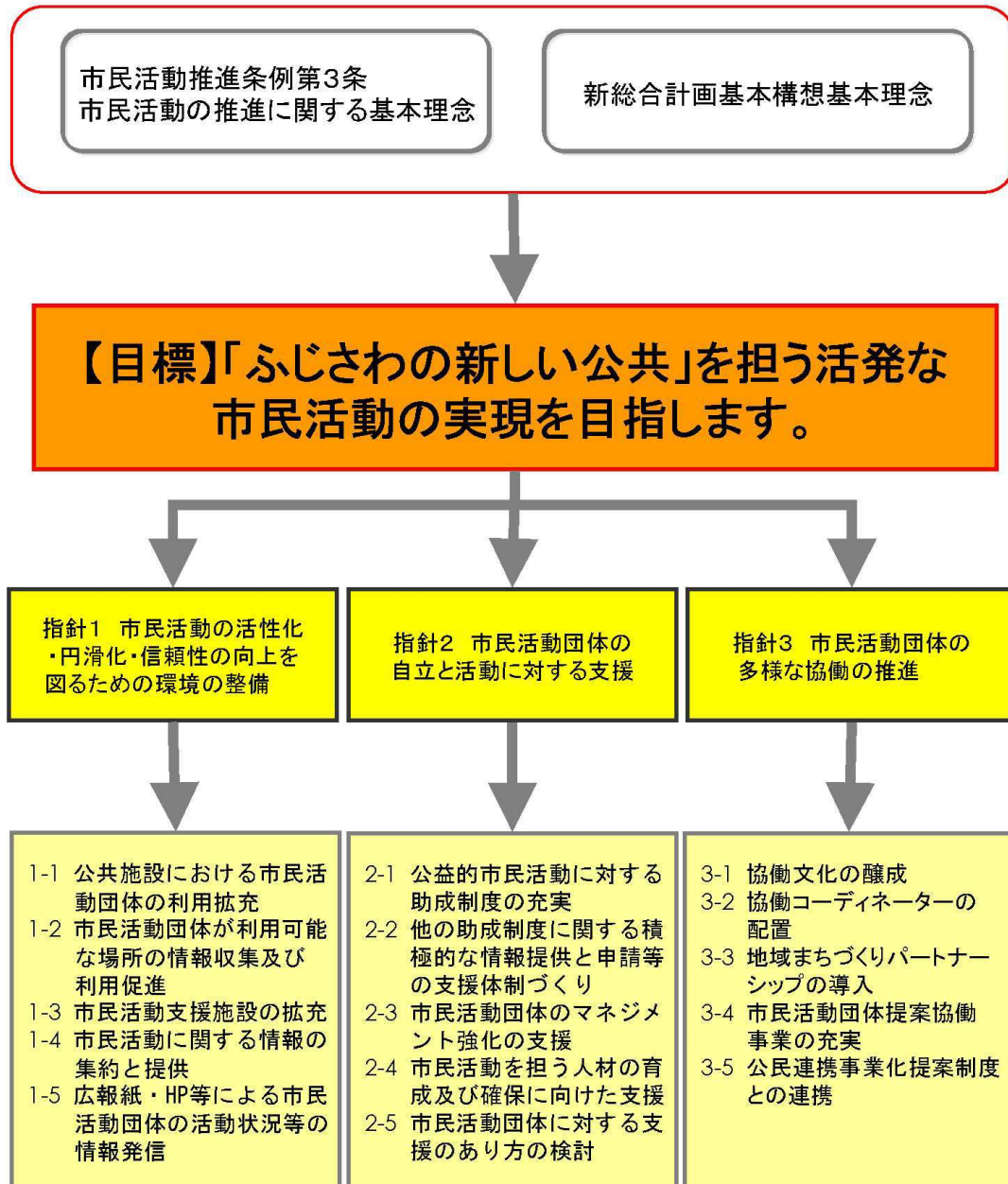
社会ニーズの多様化に伴い、公共サービスの拡大及び充実が求められている中で、これまで主に行政が担ってきた公共サービス分野において、市民活動団体・民間企業・大学等と行政が連携・協力して、本市における「新しい公共」⁷づくりにあたって、その担い手として期待される市民活動団体等が活発な市民活動を実現することを目指します。



⁷ 「新しい公共」：藤沢市では、主に行政が担ってきた従来の公共に対し、行政と市民・市民ボランティア・NPO・大学・企業等の民間の両方で担う形をいいます。（藤沢市公民連携基本方針より）

2 基本的な指針及び施策

藤沢市市民活動推進計画の目標を達成するための基本的な指針として、3つの指針を掲げます。また、3つの基本的な指針に沿って、市民活動を推進するための基本的な施策を進めていきます。



指針 1 市民活動の活性化・円滑化・信頼性の向上を図るための環境の整備

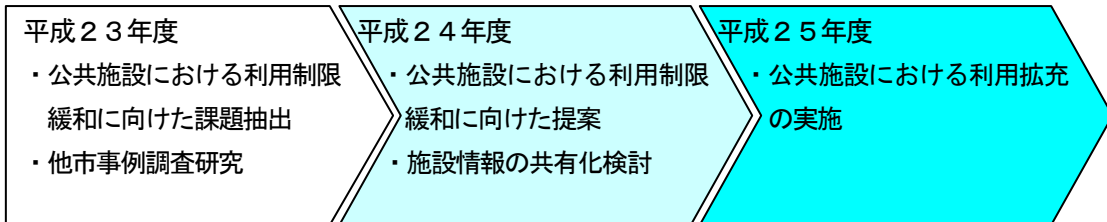
本市における市民活動の活性化を目指し、市民活動団体が円滑に活動できるよう、また、市民の市民活動団体に対する信頼性を向上させるための、環境及び情報提供の整備を進めます。

<基本的な施策>

1-1 公共施設における市民活動団体の利用拡充

- ①公共施設の有効活用の検討に伴い市民活動団体の活動場所としての位置付け
- ②公共施設における市民活動への利用制限の緩和
- ③市民活動推進センターと市民センター等との連携による施設情報の共有

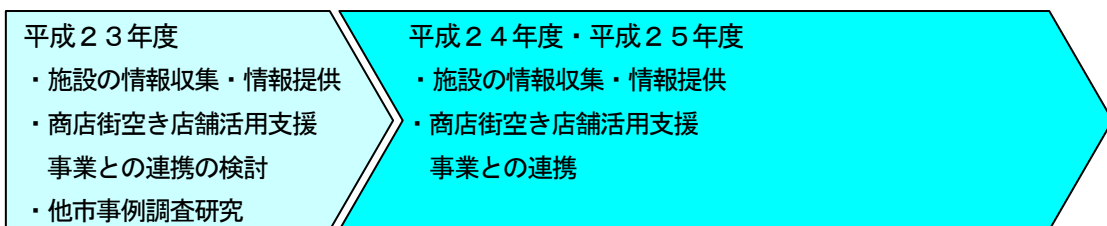
【所管課】市民自治推進課、各施設所管課



1-2 市民活動団体が利用可能な場所の情報収集及び利用促進

- ①市民活動団体が利用できる施設等についての情報収集及び利用促進
- ②商店街の空き店舗などの活用に向けた調整

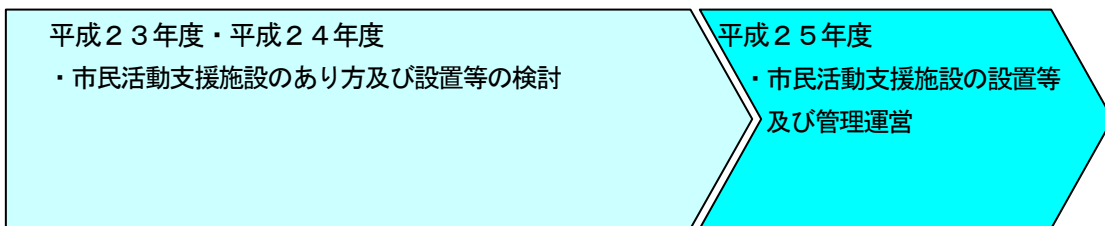
【所管課】市民自治推進課、産業振興課



1-3 市民活動支援施設の拡充

- ①市民活動推進センターにおける利用状況や登録団体の活動状況を踏まえ、北部方面における市民活動支援施設の設置に向けた検討
- ②既存の公共施設や民間施設において、市民活動支援施設として活用できる場所の確保

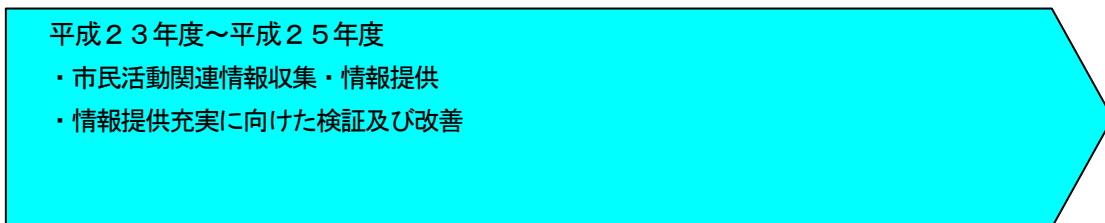
【所管課】 市民自治推進課



1-4 市民活動に関する情報の集約と提供

- ①市民活動推進センターにおいて、市民活動に必要な情報を一元的に管理し、利用しやすい情報提供の充実

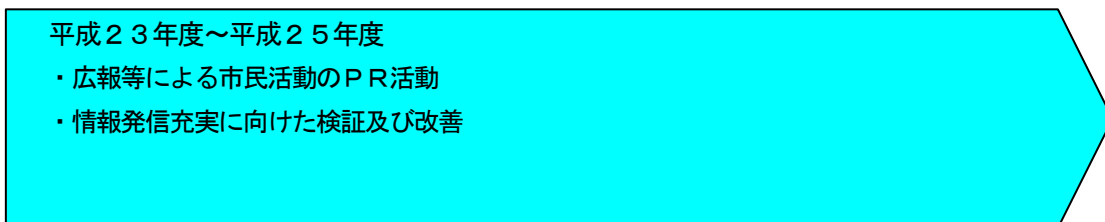
【所管課】 市民自治推進課



1-5 広報紙、ホームページ等による市民活動団体の活動状況等の情報発信

- ①市民がさまざまな市民活動をより理解し、信頼できるようにするために、また、市民活動への参加を促すため、広報紙やホームページ等による、市民活動団体の活動状況等の情報発信の充実

【所管課】 市民自治推進課、広報課



指針 2 市民活動団体の自立と活動に対する支援

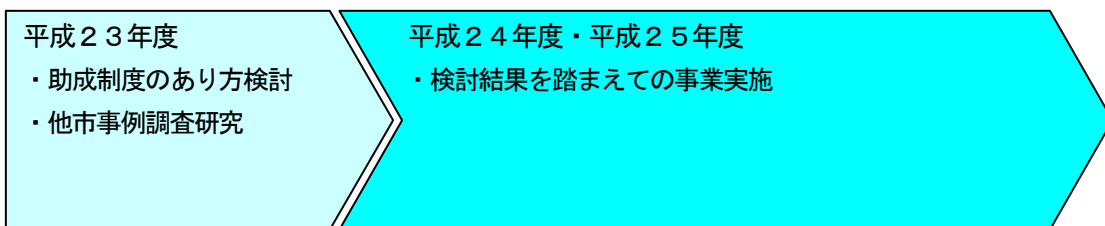
市民活動団体が自立した運営を行い、また活発な活動を行えるようにするため、財政的な支援など、側面的な支援を行います。

<基本的な施策>

2-1 公益的市民活動助成事業の充実

①公益的市民活動助成事業の継続実施と助成額等の効果の検証の実施

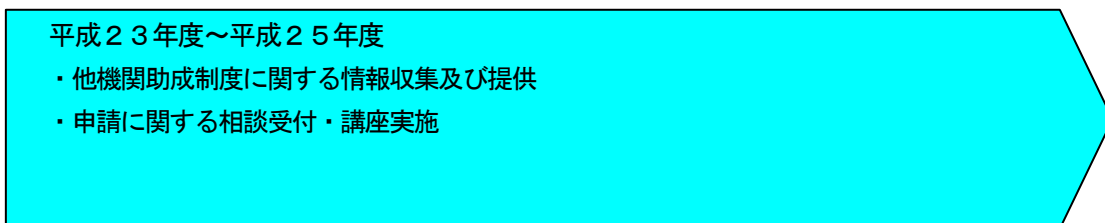
【所管課】市民自治推進課



2-2 他の助成制度に関する積極的な情報提供と申請等の支援体制づくり

①行政機関及び企業等の民間助成団体の市民活動に対する助成に関する情報提供とその助成申請の支援やフォロー体制の構築

【所管課】市民自治推進課



2-3 市民活動団体のマネジメント強化の支援

- ①市民活動団体の経営管理に対する相談及び指導
- ②各種事業応募時や選考落選時の相談及び指導

【所管課】 市民自治推進課

平成23年度～平成25年度

- ・団体の経営管理についての相談・指導及び講座実施
- ・各種事業応募前後の相談・指導

2-4 市民活動を担う人材の育成及び確保に向けた支援

- ①生涯学習大学講座修了者への情報提供によって市民活動への参加促進
- ②ボランティアセンター等との連携による市民活動への参加促進
- ③市民活動団体の運営にあたっての専門的な知識、技術及び経験を持つ人材の紹介等の支援

【所管課】 市民自治推進課、生涯学習課、保健医療福祉課

平成23年度～平成25年度

- ・生涯学習人材バンクの活用
- ・ボランティアセンター・生涯学習大学との連携に関する検討

2-5 市民活動団体に対する支援のあり方の検討

- ①公益的な市民活動及び市民活動団体に対する寄付など様々な財政的支援のあり方の検討
- ②市民活動団体が広く市民に認知され、または信頼を高められるような支援のあり方に関する検討

【所管課】 市民自治推進課、財政課、市民税課

平成23年度・平成24年度

- ・財政的支援のあり方検討
- ・認知度・信頼性向上に向けた支援のあり方検討
- ・他市事例調査研究

平成25年度

- ・財政的支援及び認知度・信頼性向上に向けた支援のあり方検討のまとめ

指針3 市民活動団体の多様な協働の推進

市民活動団体が、行政、地域、民間企業、大学等と協働し、あるいは市民活動団体同士で協働して多様な活動を行うための仕組みづくり等を推進します。

<基本的な施策>

3-1 協働文化の醸成

- ①多様な協働に関する職員研修の実施
 - ②多様な協働についての市民に向けた周知の実施
 - ③市民、市民活動団体、民間企業、大学及び行政の交流の促進
- 【所管課】市民自治推進課、職員課、経営企画課

平成23年度～平成25年度

- ・職員研修の実施
- ・広報等によるPR活動
- ・交流会等の実施

3-2 協働コーディネーターの配置

市民活動団体が活動を行う上で、行政、地域、民間企業、大学等との連携、あるいは市民活動団体同士の連携など、多様な主体との協働を推進するための相談・調整を担う役割として、協働コーディネーターを配置します。

- ①市民活動団体提案協働事業等に関する相談・調整
- ②市民活動団体提案協働事業の進捗管理
- ③地域まちづくりパートナーシップに関する相談・調整
- ④市民活動団体と民間企業・大学等との協働、あるいは市民活動団体同士の協働に関する相談及び情報提供

【所管課】市民自治推進課

平成23年度

- ・調査・研究
- ・制度設計

平成24年度

- ・一部運用・検証

平成25年度

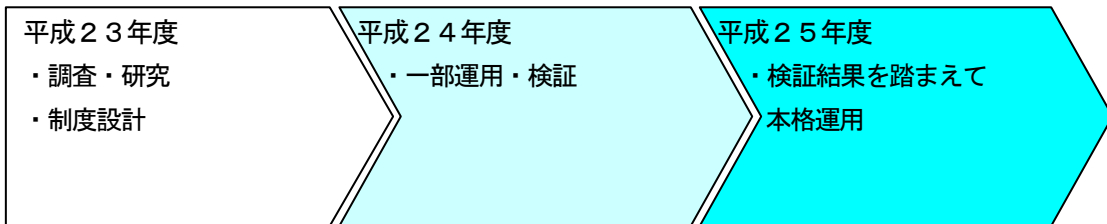
- ・検証結果を踏まえて
本格運用

3-3 地域まちづくりパートナーシップの導入

地域における様々な課題解決を図るため、あるいは地域において多様な事業を展開するために、地域と、特定の分野で活動する、市民活動団体、民間企業、大学等との円滑な協働を推進するための仕組みとして「地域まちづくりパートナーシップ」を導入します。

- ①地域課題解決に向けた、地域における協働の仕組みづくり
- ②協働コーディネーターを活用して相談・調整

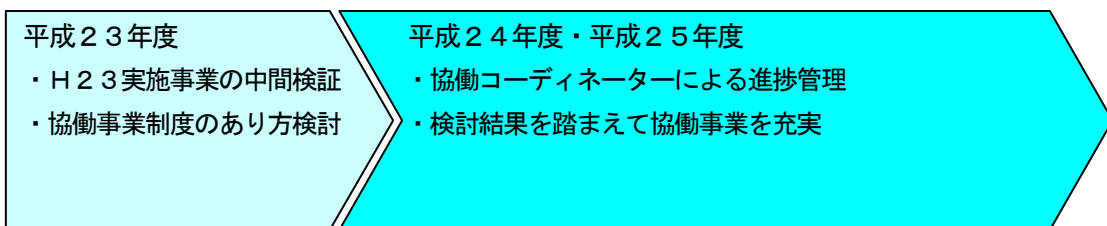
【所管課】市民自治推進課、各市民センター・公民館



3-4 市民活動団体提案協働事業の充実

- ①市民活動団体提案協働事業の継続実施と選定方法の改善
- ②市民活動団体提案協働事業の提案申請の受付方法の検討
- ③協働コーディネーターによる、事業提案に関する相談・調整及び選定事業に対する進捗管理
- ④市民活動団体間の競争力を高め、より多様な協働を推進するために、提案団体の拡充の検討

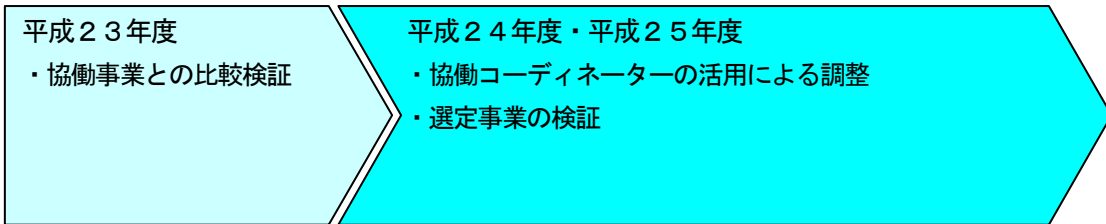
【所管課】市民自治推進課



3-5 公民連携事業化提案制度との連携

- ①市民活動団体が積極的に提案できるような情報提供及び相談・調整
- ②「ふじさわの新しい公共」を実現する上で、市民活動団体の参画という観点からの公民連携事業化提案制度の検証

【所管課】 市民自治推進課、市民経営推進課



3 藤沢市市民活動推進計画の推進体制及び進捗管理

藤沢市市民活動推進計画については、藤沢市市民活動推進委員会と藤沢市市民自治調整会議において進捗管理を行います。

具体的には、PDCAサイクル⁸に基づく進捗管理の仕組みを位置づけ、各段階において、アウトカム指標を用いて自己評価及び第三者評価を実施していきながら、市民活動の推進における持続的な成果を追求するとともに選択と集中による効果的な運用を図っていきます。

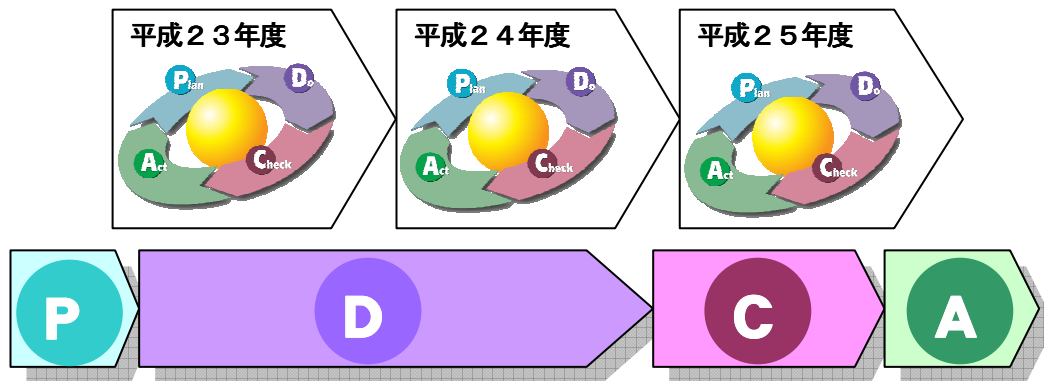
(1) 藤沢市市民活動推進委員会

藤沢市市民活動推進委員会は、藤沢市市民活動推進条例第11条第1項の規定により設置された附属機関で、学識経験者、市民活動を行う者、公募市民で構成されており、具体的な事業実施における助言を行うとともに、第三者評価として、本計画に係る進捗管理を行います。

(2) 藤沢市市民自治調整会議

藤沢市市民自治調整会議は、藤沢市庁議規則第2条第1項第5号の規定により設置されている庁議で、各部門の総務課長等で構成されており、自己評価として、本計画に係る進捗管理を行います。

【藤沢市市民活動推進計画 進捗管理工程】



⁸ PDCA サイクル: 計画などの管理業務を円滑に進める手法の一つで、Plan (計画) → Do (実施) → Check (チェック・評価) → Action (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善することを目的とするものです。